

## 点数制度による 行政処分

違反に応じた日車数の自動車の使用停止処分を行うほか、**処分日車数10日車(車両×日)ごとに1点と換算した点数に基づき、次のとおり行うこととします。**

当該営業所の 事業停止処分	・3年間の累計点数が30点以下で270日車以上の処分を受ける場合 ・3年間の累計点数が31点以上で180日車以上の処分を受ける場合
全営業所の 事業停止処分	・3年間の累計点数が51点以上となる場合
事業許可の 取消し	・2年間に4回目の事業停止処分を受けることとなる場合 ・3年間の累計点数が81点以上となる場合

累積点数の管理及び行政処分等は、原則として、地方運輸局ごとに行います。

### 処分例

違反事項	罰則	処分日車(初回違反・2回目・3回目以上)	
		過積載の割合	日数
過積載運送	貨物自動車運送事業法 第17条第2項 (関連・道路交通法)	5割未満	10日・30日・60日 ×違反車両数
		5割以上10割未満	20日・50日・100日 ×違反車両数
		10割以上	30日・80日・160日 ×違反車両数

## 点数制度によらない 行政処分

事業許可の 取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等の使用停止命令または事業停止命令の違反</li> <li>・上記命令に伴う自動車検査証返納命令または登録番号標領置命令の違反</li> <li>・事業計画に従うべき命令違反、輸送の安全確保命令違反</li> <li>・事業改善命令違反 公衆の利便阻害行為等の停止命令違反</li> <li>・名義貸し・事業の貸渡し等で反復・継続的なものの違反</li> <li>・検査拒否等の違反</li> <li>・運行管理者不在(返納命令により不在となった場合も含む)</li> </ul>	
運行管理者の 資格取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者が有責の重大事故を惹き起こし、多数の死傷者を生じたような場合、その他社会的影響度の大きい事故の場合</li> <li>・過労運転もしくは過積載運行が計画的または恒常的に繰り返して行われていた場合</li> <li>・運転者に対する適切な指導及び監督を怠り恒常的に速度違反が行われていた場合等</li> </ul>	

### 処分を受けると事業者名が公表されます

・自動車等の使用停止処分、事業停止処分または許可の取消し処分を受けた場合や累積点数が21点以上になった場合などについては、地方運輸局等のインターネットのホームページを通じて公表されます。

### 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階

☎ 03-5323-7245 ☎ 03-5323-7230

ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

# ルール無視の 事業者を根絶!

平成21年10月1日から監査方針・行政処分基準が強化

国土交通省は、平成21年10月1日から、法令違反に対する行政処分基準と行政処分逃れを防止するための監査体制を強化しました。

行政処分基準では、飲酒運転等の悪質違反を命じ、または容認した場合には即時事業停止期間を2倍に引き上げるとともに、労働・社会保険関係法令違反に対し、初違反でも車両停止処分を科すことにしました。

一方、監査方針では、死亡事故を起こした第1当事者と行政処分逃れのための事業譲渡の有無を判断するため、監査が必要とされた事業者は巡回監査の追加となるなど処分が強化されました。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 飲酒運転・社会保険等未加入に厳罰！

## 監査方針改正のポイント

巡回監査の端緒として、次の者を追加。  
 第1当死亡事故を引き起こした事業者（特別監査を行うものを除く。）  
 行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者

巡回監査及び呼出監査の端緒として、次の者を追加。  
 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者  
 事業用自動車のホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者  
 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

## 点検整備未実施



		旧処分基準	→	新処分基準
1 日常点検の未実施	初違反	勧告～3日 ×違反台数	→	警告～5日 ×違反台数
	再違反	3日～9日 ×違反台数	→	5日～15日 ×違反台数
2 定期点検整備の未実施	初違反	警告～5日 ×違反台数	→	警告～10日 ×違反台数
	再違反	5日～15日 ×違反台数	→	5日～30日 ×違反台数
3 点検整備記録の改ざん	初違反	3日～5日 ×違反台数	→	5日～10日 ×違反台数
	再違反	9日～15日 ×違反台数	→	15日～30日 ×違反台数

## 最低賃金違反



		旧処分基準	→	新処分基準
1 一部の支払い	初違反	——	→	10日車
	再違反	——	→	30日車
2 全てへの支払い	初違反	——	→	30日車
	再違反	——	→	90日車

## コンテナの落下防止措置未実施



		旧処分基準	→	新処分基準
初違反	初違反	警告	→	20日車
	再違反	20日車	→	60日車

## 処分の実効性の確保

- 違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合  
当該他の営業所にも行政処分を行う。
- 違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡(認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。)を行った場合  
承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施。  
承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継。

< 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令等の公布 > 平成21年10月1日から施行

### 改正概要

貨物自動車運送事業輸送安全規則  
 貨物自動車運送事業者が、運転者に対する指導監督を実施した際には、その内容を記録し、その記録を営業所において3年間保存しなければならないこととします。  
 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
 貨物自動車運送事業者は、新たに雇い入れた運転者について、事故歴を把握した上で、特別な指導及び適性診断を確実に実施することとします。

## 行政処分基準改正のポイント

### 飲酒運転



		旧処分基準	→	新処分基準
1 運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反	80日車	→	100日車
	再違反	240日車	→	300日車
2 事業所が飲酒運転等を下命容認した場合	即時事業停止	7日間	→	14日間
3 事業所が飲酒運転等を伴う重大事故に係る指導監督義務違反の場合	即時事業停止	3日間	→	7日間
4 事業所が飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合	即時事業停止	——	→	3日間

### 社会保険等未加入



		旧処分基準	→	新処分基準
1 一部未加入	初違反	警告	→	10日車
	再違反	20日車	→	30日車
2 全部未加入	初違反	20日車	→	30日車
	再違反	60日車	→	90日車

### 指導監督記録の作成保存義務違反



		旧処分基準	→	新処分基準
1 記録義務違反	初違反	——	→	警告～20日車
	再違反	——	→	20日車～60日車
2 保存義務違反	初違反	——	→	警告～20日車
	再違反	——	→	20日車～60日車